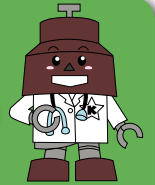


10月受診分  
から

# 小・中学生医療費の 助成制度が変わります



小・中学生への子ども医療費の助成は、市民のみなさんの大切な税金を財源に市が独自に行っています。市では限りある財源の効果的な活用と、負担の公平を図るため「所得制限」と「税などの完納要件」の支給制限を導入します。

所得制限と税などの完納要件の両方を満たしている場合に、支給が受けられます。

## ◇所得制限

保護者とその配偶者のうち、所得が高いかたの所得額が限度額未満のときに支給が受けられます。

扶養親族 などの人数	0人	1人	2人	3人
限度額	630万円	668万円	706万円	744万円

※4人以上のときは、1人につき38万円ずつ加算されます。

## ◇税などの完納要件

保護者とその配偶者が下記9項目を完納していることが必要です。

- 1 市民税
- 2 固定資産税
- 3 都市計画税
- 4 軽自動車税
- 5 国民健康保険税
- 6 学校給食費
- 7 保育所保育料
- 8 留守家庭児童保育料
- 9 市立幼稚園保育料

### 現在、受給資格証をお持ちのかた

平成25年10月以降は**更新手続き**が必要です。  
6月に対象世帯へ申請書類を郵送します。

### 受給資格証をお持ちでないかた

**申請**が必要です（ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費・生活保護を受給中のかたなどは対象外です）。資格は申請日から開始です。子育て支援課、各支所、川口駅前行政センターの窓口で早めに申請してください。

問い合わせ…子育て支援課 ☎048-258-1113 FAX048-252-7776

# 川口市市民投票条例を施行しました

市民投票は、市の自治の実現に重大な影響を与える事項について、市民のみなさんの意思を確認するために実施されるものです。

## 条例制定の経緯

平成21年4月に施行した川口市自治基本条例では、「市長は、市民もしくは議会から請求があったとき、または自ら必要があると判断したときは、市民投票を実施する」と規定され、投票に必要な事項は、別に条例で定めるとしています。

これを受け、公募による市民を含めた策定委員会での審議と、市民からの意見募集(パブリックコメント)を経て、平成25年4月1日に「川口市市民投票条例」を施行しました。

## 市民投票の実施を市長に請求するには

**市民  
(請求資格者)**

請求資格者の総数の6分の1以上の署名が必要です。

**市議会**

議員定数の12分の1以上の賛成を得て提案後、出席議員の過半数の賛成が必要です。

※市長からも発議できます。

### ●投票資格者

川口市の議会の議員および長の選挙権をもつかた

### ●投票の成立要件

投票総数が、投票資格者数の2分の1以上で成立

### ●結果の尊重

市議会、市長およびその他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければなりません。

問い合わせ…総合政策課 ☎048-259-7627 FAX048-257-1008 ☎040.01000@city.kawaguchi.lg.jp